

⚠️ ご注意いただきたいこと

指定代理請求特約について(この特約の共済掛金は必要ありません)
 受取人となる被共済者が、病気やケガにより共済金等を請求できない
 身体状況にある場合などの特別な事情があるときに、あらかじめ指定さ
 れた指定代理請求人がその共済金等を代理請求することができます。
 (例) 病気やケガにより、被共済者ご自身が意思表示できないとき
 ※指定代理請求人に共済金等を既にお支払いしている場合は、その後
 共済金等の受取人からその共済金等についてご請求を受けても重
 複してお支払いはいいたしません。
 ※ご請求時に所定の条件を満たさない場合等により、指定代理請求人
 による代理請求ができない場合があります。

扱別について
 告知書扱いです。

割りもどし金について
 割りもどし金は、ご契約後3年目から発生し、ご契約中いつでもお引
 出しになります。ただし、割りもどし金の額は年度ごとに変動し、経済情勢
 などによっては0となる年度もあります。

解約時の返れい金について
 解約に際しては、組合の定める取扱いに基づき計算した金額を返れい
 金としてお支払いします。返れい金はお申込みいただいた共済掛金の
 額が限度になりますが、早期にご解約される場合、お支払いする返れい
 金がお申込みいただいた共済掛金を下回る場合があります。詳細は組
 合までお問い合わせください。

ご契約は、組合と全国共済農業協同組合連合会が共同でお引受けいたします。将来、万一組合の経営が困難になった場合は、他の組合と全国共済農業協同組合連合会が共同して、または全国共済農業協同組合連合会が単独でご契約をお引受けすることにより、保障を継続いたします。

この資料は概要を説明したものです。ご検討にあたっては、「重要事項説明書(契約概要)」を必ずご覧ください。また、ご契約の際には、「重要事項説明書(注意喚起情報)」および「ご契約のしおり・約款」を必ずご覧ください。

「JA共済フォルダー」へのご契約の登録をおすすめします。

ご契約内容を毎年お届けします!	JA窓口での住所・電話番号等の変更がスムーズになります!	JA共済宿泊保養施設のサービス・特典がご利用いただけます!
-----------------	------------------------------	-------------------------------

さらにJA共済ホームページの「JA共済フォルダーネット」にご登録いただくと

- インターネット上でご契約内容の確認、住所・電話番号の変更、各種ご案内書の閲覧ができるようになり、もっと便利になります。
- ご希望の方は、冊子での「ご契約のしおり・約款」の交付に代え、インターネット上でご覧いただくWeb約款をお選びいただけます。

JA共済の資料請求サイト <http://shiryo.ja-kyosai.or.jp>

本サイトから「ひと・いえ・くるま」各共済の資料請求・掛金試算ができます。

JA共済の健康・介護ほっとライン 無料
利用時間
24時間・365日

看護師・介護支援専門員(ケアマネジャー)・医師(精神科・心療内科を除く)・栄養士による電話相談サービス
 ※医師・栄養士による相談は予約になる場合もあります。

シアワセイチバン コンサルタント
☎ 0120-481-536

●ご相談の内容、性質等により回答できない場合があります。ご了承ください。
 ●共済に関するご相談については、下記のお問い合わせ先までご連絡ください。

こんな相談をお受けします

- 介護に関する相談、介護サービス情報の提供
- 生活習慣病や肥満の予防など、生活全般の健康相談
- 気になる症状の相談、医療機関などの情報提供
- 交通事故などのリハビリ相談・施設情報の提供 など

JA共済相談受付センター (JA共済連 全国本部)
 電話番号: ☎ 0120-536-093
 受付時間: 9:00~18:00(月~金曜日) 9:00~17:00(土曜日)
 ※日曜日、祝日および12月29日~1月3日を除きます。
 ※メンテナンス等により予告なく変更する場合があります。
 ※電話番号は、おかけ間違いのないようご注意ください。

JA共済ホームページアドレス <https://www.ja-kyosai.or.jp>

ご契約に関するご相談についてはお近くのJAまでお問い合わせは

ひとの保障
 ご加入いただける年齢
40歳~75歳



一時払介護共済

まとまった資金で一生涯にわたって備えられる介護保障



©ひとのわぐま



保障内容

ご契約例

このプランにご加入いただける年齢

40歳～75歳

ご契約例

加入年齢:60歳

主契約

●共済金額:500万円

特約

●指定代理請求特約

共済掛金(2019年4月現在)

一時払共済掛金

男性 4,625,840円

女性 4,661,775円

ポイント

1 **一生涯にわたる介護保障**
で不安の高まる
高齢期も安心です。

2 **公的介護保険
制度に連動**した3
わかりやすい保障です。

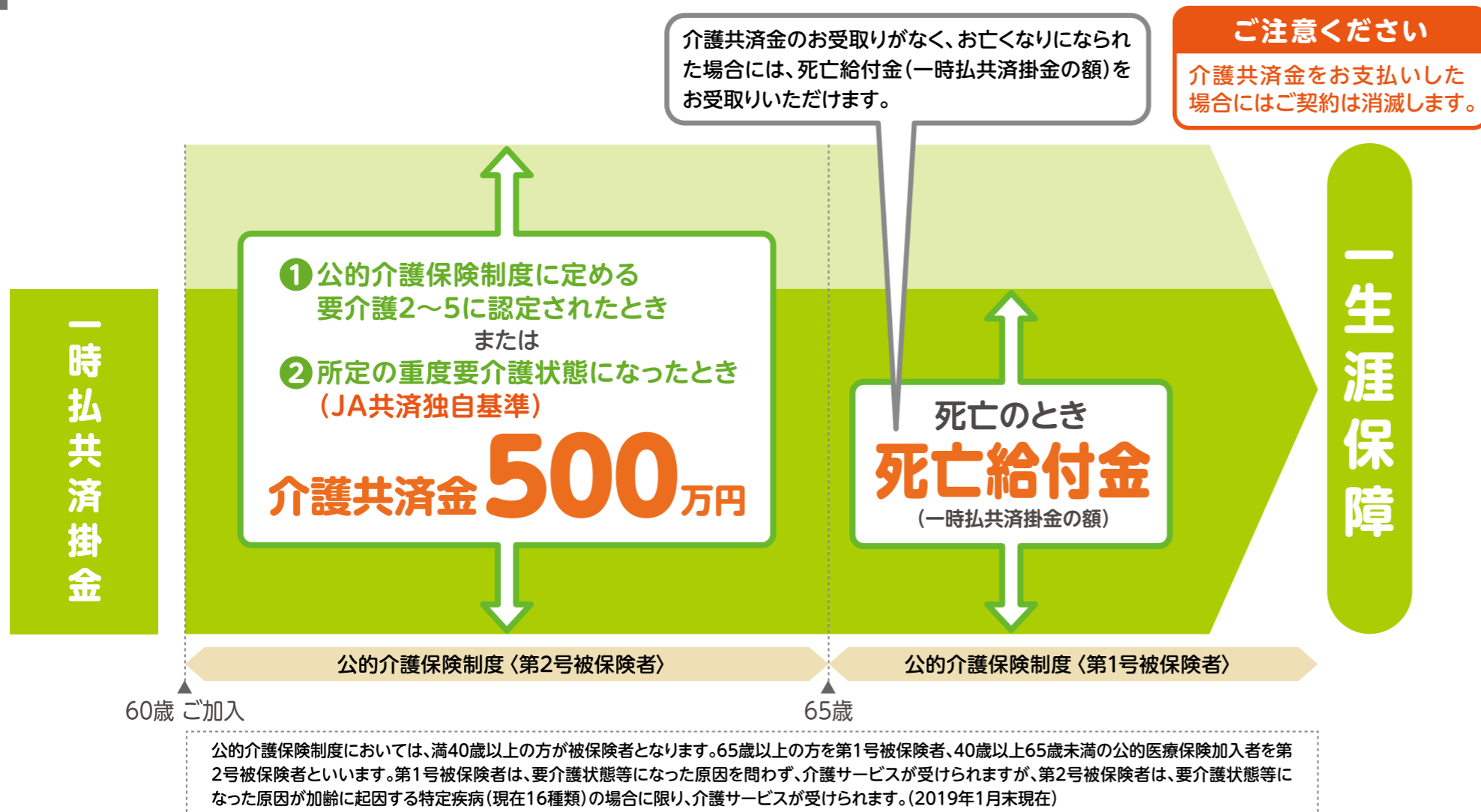
3 **死亡給付金**
は相続対策にご活用いただけます。

*相続人が受け取った死亡給付金には相続税の非課税枠が設けられており、相続税額を軽減できる場合があります。被相続人の死亡によって取得した共済金等で、その掛金を被相続人が負担していたものが相続税の課税対象になります。
*2019年1月末現在の法令等に基づきます。

介護に備えつつ、
相続対策にもなることが
加入の決め手になりました。



仕組図



公的介護保険制度においては、満40歳以上の方が被保険者となります。65歳以上の方を第1号被保険者、40歳以上65歳未満の公的医療保険加入者を第2号被保険者といいます。第1号被保険者は、要介護状態になった原因を問わず、介護サービスが受けられますが、第2号被保険者は、要介護状態になった原因が加齢に起因する特定疾病(現在16種類)の場合に限り、介護サービスが受けられます。(2019年1月末現在)

このプランには、
右記の特約も
含まれています。

指定代理請求
特約

受取人となる被共済者が、共済金等を請求できない身体状況にある場合などに、あらかじめ指定された方が代理請求することができます。

この共済には、
右記の特約も付加する
ことができます。

共済年金
支払特約

共済金の全部または一部を「年金」でお受け取りができる特約です。確定年金または保証期間付終身年金の選択が可能です。
*年金でのお受け取りには所定の条件があります。

注意事項



ご確認ください。

●この共済の給付にかかわる公的介護保険制度の変更が将来行われたときは、農林水産大臣の承認を受けて、介護共済金の支払事由または共済掛金の変更を行うことがあります。

介護医療保険料控除の対象となります。

一時払介護共済は介護医療保険料控除の対象となるため、一般生命保険料控除・個人年金保険料控除とは別に所得控除を受けることができます(ご契約の年のみとなります)。控除限度額は、所得税4万円、個人住民税2.8万円です。

*2019年1月末現在の法令等に基づきます。

介護共済金のお受取り要件

次の①または②のいずれかの場合に、
介護共済金をお受取りいただけます。

- 1 公的介護保険制度に定める要介護2～5に認定されたとき*
- 2 所定の重度要介護状態になったとき* (JA共済独自基準)

①または②の状態に該当し、かつその状態が6か月以上継続して将来回復の見込みがない場合を「重度要介護状態」といいます。

① 日常生活において常時寝たきりの状態であり、日常生活動作が、次の⑦に該当し、かつ①から⑥までのいずれか2つ以上に該当して他人の介護を要する状態。

⑦ ベッド周辺の歩行が自分ではできないこと

① 衣服の着脱が自分ではできないこと

② 入浴が自分ではできないこと

③ 食器類または食物を選定し、または工夫しても、目の前に用意された食物を自分では摂取できないこと

④ 大小便の排せつ後のふきとりおよび始末が自分ではできないこと

② 認知症となり、意識障害によらないで次のいずれかに該当して他人の介護を要する状態。

時間の見当識
障害があること

場所の見当識
障害があること

人物の見当識
障害があること

*責任開始時以後に生じた病気またはケガによる場合に限りです。

掛金表

お払込みいただく共済掛金(一部抜粋) (2019年4月現在)

加入年齢(歳)	男性	女性
40	4,205,150円	4,312,575円
45	4,308,310円	4,397,830円
50	4,413,835円	4,484,890円
55	4,520,190円	4,573,215円
60	4,625,840円	4,661,775円
65	4,727,270円	4,748,935円
70	4,821,760円	4,832,125円
75	4,906,215円	4,908,060円

●左記プランをご選択いただいた場合の共済掛金です。

割りもどし金

割りもどし金は、ご契約後3年目から発生し、ご契約中いつでもお引出しになれます。ただし、割りもどし金の額は年度ごとに変動し、経済情勢などによっては0となる年度もあります。

返れい金

解約に際しては、組合の定める取扱いに基づき計算した金額を返れい金としてお支払いします。返れい金はお払込みいただいた共済掛金の額が限度になりますが、早期にご解約される場合、お支払いする返れい金がお払込みいただいた共済掛金を下回ることがあります。